

消防危第 40 号
平成 8 年 3 月 8 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

危険物の規制に関する政令別表第 1 及び同令別表第 2 の自治省令で定める物質及び数量を指定する省令の一 部を改正する省令の施行について(通達)

危険物の規制に関する政令別表第 1 及び同令別表第 2 の自治省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令(平成 8 年自治省令第 4 号)(以下「指定省令」という。)が、本日公布され、平成 8 年 9 月 1 日から施行されることとなった。

今回の改正は、指定省令第 1 条及び第 2 条の表の指定物質の追加を行うものである。

貴職におかれては、その運用に遺憾のないように配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達のうえ、よろしく御指導願いたい。